

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

「磯子区総合庁舎正面入口壁面」に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	磯子区総合庁舎正面入口壁面												
施 設 概 要	磯子区総合庁舎の正面入口壁面です。 (区役所の他に図書館と公会堂があります。) 屋外広告物に該当します。												
所在 地 (場 所)	横浜市磯子区磯子 3-5-1												
利用者数・利用者層	<p>磯子区には人口が約 16 万 4 千人（令和 7 年 4 月の推計人口）おり、様々な世代の方々が各種手続きのために区役所に訪れています。</p> <p>また、磯子区総合庁舎には、公会堂及び図書館が併設されており、区役所を利用する方以外の来庁もあります。</p> <p>〈令和 6 年度区役所の税証明発行件数等〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: right;">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税証明発行件数</td> <td style="text-align: right;">約 22,798 件</td> </tr> <tr> <td>国民年金・国民健康保険等受付件数</td> <td style="text-align: right;">約 49,767 件</td> </tr> <tr> <td>戸籍の主な届出件数</td> <td style="text-align: right;">約 30,137 件</td> </tr> <tr> <td>公会堂利用者数</td> <td style="text-align: right;">約 83,750 人</td> </tr> <tr> <td>図書館利用者数</td> <td style="text-align: right;">約 337,413 人</td> </tr> </tbody> </table>		件数	税証明発行件数	約 22,798 件	国民年金・国民健康保険等受付件数	約 49,767 件	戸籍の主な届出件数	約 30,137 件	公会堂利用者数	約 83,750 人	図書館利用者数	約 337,413 人
	件数												
税証明発行件数	約 22,798 件												
国民年金・国民健康保険等受付件数	約 49,767 件												
戸籍の主な届出件数	約 30,137 件												
公会堂利用者数	約 83,750 人												
図書館利用者数	約 337,413 人												
広 告 設 置 場 所	「磯子区総合庁舎」の正面入口左側壁面												
広 告 掲 出 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 か年） ※広告内容の審査等の状況により、掲出開始期間が遅れる場合があります。												

■広告料

掲出場所	スペース (縦×横)	枠数	予定価格 (1 枠、税込)
壁面 C	H1050mm×W1610mm	1 枠	公表しません

※ 広告物掲出にあたっての枠の厚さは 5 cm を限度とします。

■広告掲出にあたっての留意点

広 告 の 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。
広 告 の 制 作 等	<ul style="list-style-type: none"> ○掲出を希望する広告原稿は、事前に広告内容の審査を受けてください。 ※広告内容によっては審査に時間を要する場合がありますので、時間に余裕をもってご提出ください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○審査・広告内容等の調整・修正に時間をおとした場合には、広告の掲出が遅れること又は広告が掲出できないことがあります、その場合であっても広告料は減額しませんのでご留意ください。横浜市屋外広告物条例に基づく許可（後述）が得られなかった場合も同様です。 ○広告の制作、設置、撤去等の作業は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○掲出する広告は、再剥離が可能（貼付面を傷めず、粘着剤が残らない）なものとします。 ○掲出期間中は、広告に破損や汚れのないよう、定期的な点検管理を行ってください。また、広告の周辺に汚れがあっても、市では対応できない場合があります。
財 産 の 使 用 許 可	<ul style="list-style-type: none"> ○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。 <p>＜使用料（月額）算定式例＞</p> <p>使用料=広告表示面積（1,000 円/m²）×広告物投影面積（※1、2）</p> <p>※1：広告物投影面積は、投影図を基に、最大幅×最大奥行を乗じて得た面積を使用面積とします。</p> <p>※2：使用料 月額1,690 円に消費税及び地方消費税を加算した額</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ○審査が完了した広告について、広告掲出の30日前までに横浜市屋外広告物条例に基づく許可申請を行ったうえで、定められた納期限までに手数料の納付を行ってください。ただし、掲出開始日時点において有効な許可がすでにある場合はこの限りではありません。 ○広告掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。 ○横浜市屋外広告物条例に基づく手続きにおける必要書類及び手数料については、本市ホームページにてご確認ください。 ○広告契約期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。 ○広告掲出期間中に意匠の変更が生じる場合は、広告内容の審査を再度受ける必要があります。 ○広告掲出終了後は原状復帰をしてください。 ○広告の掲出により損害が生じたときは、補償及び賠償を行ってください。

■申込み

申込条件	広告製作から掲出・撤去までの一連の作業が可能な広告代理店等とします。 ※申込時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主審査を受けてください。
申込方法	○令和8年1月16日（金）17:00まで（必着）に、申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へご持参又は郵送（念のため下記連絡先まで電話連絡をお願いします。）ください。 ○見積金額は「広告料年額」とし、許可申請等に係る費用は含みません。（契約期間は3か年になります）
事業者選定方法	見積合せ
募集開始日	令和7年12月10日（水）
申込期間	令和7年12月10日（水）～令和8年1月16日（金）17:00
申込先	（担当課名）磯子区総務課予算調整係 （所在地）〒231-0017 横浜市磯子区磯子3-5-1 （TEL/FAX）TEL 045-750-2314 /FAX 045-750-2530 (Eメール) is-yosan@city.yokohama.lg.jp

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真



広告掲載申込書（印刷物・施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申込者	所在地	〒 -	
	ふりがな 名称		
	代表者職名・氏名		
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏名	
	連絡先	TEL/FAX	TEL /FAX
		Eメール	
	業種・事業内容		
ホームページ URL			

※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。

広告主	所在地	〒 -
	ふりがな 名称	
	業種・事業内容	
	ホームページ URL	

申込内容	募集対象事業名称	磯子区総合庁舎正面入口壁面		
	広告内容			
	個人情報の収集	有	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） <input checked="" type="checkbox"/> 収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
		無		
	広告料	別紙見積書のとおり		

誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			
------	---	--	--	--

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する・希望しない・登録済）

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し
見積いたします。

金額

			億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名

磯子区総合庁舎正面入口壁面 (年額)

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。